

南部広域行政組合

令和6年

第1回議会（定例会）

会議録

期	日	令和6年2月14日（水）
会	期	1日間
場	所	南部総合福祉センター 1階 ホール

令和6年 第1回 南部広域行政組合議会(定例会)

招 集 年 月 日	令和6年2月14日(水)		
招 集 の 場 所	南部総合福祉センター 1階 ホール		
開会の日時・宣告	令和6年2月14日(水) 10時00分	議 長	銘 莉 哲次
閉会の日時・宣告	令和6年2月14日(水) 12時42分	議 長	銘 莉 哲次
会 期	1日間		
会議録署名議員	2番 長嶺安浩 4番 新垣繁人		
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		
出席議員[18名]			
1番 大田 守	2番 長嶺安浩	3番 瀬長 宏	
4番 新垣繁人	5番 ずけらん 長風	6番 銘 莉 哲次	
7番 米増雄二	9番 徳田将仁	10番 上原 晃	
11番 大城勇太	12番 喜納昌盛	13番 伊計裕子	
14番 當山清彦	15番 宮平喜文	17番 渡口良徳	
18番 金城盛男	19番 新垣博正	20番 上間堅治	
欠席議員[2名]			
8番 新垣正春	16番 上江洲 智章		
地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席した者の職・氏名			
理事長 古謝景春	事務局長 仲間智紀	総務課長 久志桂子	
会計管理者 宮里紀子	糸豊環境衛生課長 喜友名 等	東部環境衛生課長 安里 勉	
局環境衛生課長 島袋盛一	新築建設準備室長 知念正樹	研究所長 大城讓次	
研究所主任指導主事 新垣 誠			
職務のため議場に参加した者の職・氏名			
係長 玉城良朗	係長 新垣美智子	主査 平田佐智子	
係長 平良章智	主査 仲本振一郎	主査 摩文仁祐樹	
主査 上原敏一	主事 植木萌瑛	係長 崎原 喬	
主査 本村良太	主査 桑江陽大	係長 屋嘉一輝	
係長 平田義久	主査 大嶺正志	主任 上間公太	
主事 親川博二			

議 事 日 程

1. 開会宣告

2. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 令和6年度 組合運営方針について
- 日程第 4 報告第 1号 令和6年度 南部広域行政組合事業計画について
- 日程第 5 議案第 1号 南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2号 南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 令和5年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 4号 令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 5号 令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 10 議案第 6号 令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 11 議案第 7号 令和6年度南部広域行政組合一般会計予算
- 日程第 12 議案第 8号 令和6年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 9号 令和6年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 10号 令和6年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 15 同意第 1号 南部広域行政組合教育委員会委員の任命について

3. 閉会宣告

令和6年第1回南部広域行政組合議会（定例会）

会 議 録

（開会：10時 00分）

◎開会の宣告

○議長（銘苅哲次）

改めまして、おはようございます。

始まる前に、8番、新垣正春議員、別件公務により欠席。16番、上江洲智章議員、体調不良により欠席と連絡がありましたので御報告いたします。

また、副理事長、當銘真栄糸満市長は、公務のため欠席する旨の連絡がありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は、18名で会議は成立いたします。

これより令和6年第1回南部広域行政組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（銘苅哲次）

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第74号の規定により、議長において2番、長嶺安浩議員、4番、新垣繁人議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（銘苅哲次）

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 令和6年度組合運営方針について

○議長（銘苅哲次）

日程第3、令和6年度組合運営方針について。

理事長、お願いします。

○理事長（古謝景春）

議員の皆様、おはようございます。

令和6年度南部広域行政組合議会2月定例会の開会に当たり、議案の説明に先立ちまして、組合運営に関する所信を申し上げ、組合議員並びに構成市町村の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1. ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務について。

ごみ処理施設の設置につきましては、新炉建設準備室において、既存3施設を一元化した新たな施設建設に取り組んでおります。本年度は、西原町から推薦のあった地域への合意形成に努めるとともに、候補地選定業務、環境衛生審議会の実施など、構成6市町との連携を図り、施設の早期整備に向け取り組んでまいります。

糸豊環境美化センターにおいては、計画的な施設維持工事、循環型社会形成推進交付金事業を活用し、電気設備の新設、計装設備・通風設備・溶融設備の更新等の延命化工事を実施してまいります。

東部環境美化センターにおきましては、引き続き循環型社会形成推進交付金を活用し施設整備工事を行い、ごみ処理の適正化及び良好な施設の管理運営に努めます。

島尻環境美化センターにおいては、資源化及びごみ処理の適正化に努め良好な施設の管理運営を行います。

2. し尿処理施設・汚泥再生処理センターの設置及び管理運営に関する事務について。

糸豊環境衛生課が管理運営するし尿処理施設「岡波苑」、東部環境衛生課が管理運営する「汚泥再生処理センター」、島尻環境衛生課が管理運営するし尿処理施設「清澄苑」につきましては、適切な施設運営を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。

また、各施設が供用開始してから、岡波苑は42年、清澄苑は36年が経過し、建築設備や機械設備等、全体的に老朽化しております。両施設の効率的な事業運営を図るため、沖縄県が進めている汚泥処理広域化・共同化計画に基づき、受入先である糸満市（糸満市浄化センター）と十分協議を行い、岡波苑、清澄苑の広域化・共同化計画（糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町）の基本構想策定に向け取組を行います。

汚泥再生処理センターは、施設竣工後10年を経過することから、施設の延命化及び適正な維持管理を行うために、施設精密機能検査を実施します。

3. 一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務について。

美らグリーン南城が令和4年度に完了し、令和15年までの埋立て計画となっております。次期最終処分場の建設においては、令和6年度中に建設候補地が決定できるよう八重瀬町と連携を図り、並行して基本計画策定を行ってまいります。

管理運営については、管理コストの縮減に努め、良好な施設運営を図り、最終処分場の早期の安定化に向けた取組を行ってまいります。

4. 教育研究所の設置及び管理運営に関する事務について。

国や県の動向を踏まえ、「研修事業（長期・短期等）」において、島尻地区の教育研究の中核的存在として、教職員の資質向上を図ります。研修につきましては、幼児教育、保・幼・こ・小連携、SDGs、ICT利活用、学校課題や教職員のニーズに応じた実践研究に対応します。

「調査・研究事業」は、教育先進地域視察研修等の実施、また、県内大学との連携の下、研究の成果等について関係教育機関並びに教職員への啓発を行い、島尻地区の教育力の向上に資する取組に努めます。

不登校の問題に対しては、適応指導教室「しのめ教室」の運営充実に努め、学校や保護者、専門機関等の連携を深め、心理的要因や発達の課題等によって登校できない児童生徒の居場所をつくり、学校や社会への復帰を支援してまいります。

また、島尻教育研究所が創立30周年の節目に当たり、本年11月には記念事業を実施し、さらなる

島尻地区の教育の振興を図ってまいります。

5. 視聴覚教育システムの整備及び管理運営に関する事務について。

視聴覚ライブラリー事業は、視聴覚機材・教材の利用促進のため、構成市町村・教育委員会と連携を図り、同機材・教材の整備及び集中管理を引き続き進めます。

また、プラネタリウム出張上映会をはじめ、視聴覚メディア講習会及び離島親子映写会を引き続き実施し、視聴覚教育や社会教育団体の振興を図ってまいります。

6. 関係管理事業及び監査事業に関する事務について。

会計管理事務事業につきましては、収入・支出事務を迅速に行い、適正な予算編成及び執行管理に努め、監査基準に基づき適正に実施してまいります。

以上、組合運営に当たっての基本的な考え方を申し上げましたが、職員の英知を結集し、総力を挙げて業務に取り組んでまいります。

なお、今議会に報告1件、条例の一部改正2件、予算8件、同意1件の議案を提出しております。

各議案につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、令和6年度組合運営方針といたします。

令和6年2月14日、南部広域行政組合理事長、古謝景春。

◎日程第4、報告第1号 令和6年度南部広域行政組合事業計画について

○議長（銘苅哲次）

日程第4、報告第1号、令和6年度南部広域行政組合事業計画について議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

それでは、報告第1号、令和6年度南部広域行政組合事業計画について。

令和6年度南部広域行政組合事業計画を別冊のとおり報告します。

令和6年2月14日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

それでは、各課の事業計画について、抜粋して報告します。

事業計画書のほうの1ページをお開きください。

1. 議会。

定例会を年2回、10月と2月、臨時会は随時開催してまいります。総務課兼務です。

2. 総務課。

組合全般の運営を担っております。また、理事会・幹事会を開催してまいります。広報誌は年2回、6月と12月にホームページに掲載してまいります。

3. 会計課。

予算に関する会計管理事業及び監査事業を担っております。また、11月に共同処理事務市町村担当課長及び財政課長会議を開催してまいります。

4. 新炉建設準備室。

新たなごみ処理施設の設置に関する事務に取り組んでおります。今年度は、候補地選定業務、環境衛生審議会の開催及び構成6市町の協議を進めてまいります。

5. 教育委員会（教育課）。

定例会を年2回、9月と1月、臨時会を随時開催してまいります。また、教育事務点検評価を実施してまいります。総務課兼務です。

次に、1ページから2ページを御覧ください。

6. 島尻教育研究所。

研修事業では、次代の教育を担う人材育成のため、長期・短期研修事業、教育講演会、教育関係団体等支援事業及び自主参加講座を実施してまいります。

調査研究事業では、教育先進地域等視察研修を実施してまいります。また、今年度は、島尻教育事務所が創立30周年の節目に当たり、毎年開催しております教育講演会の中で記念事業を実施してまいります。

次に、3ページを御覧ください。

7. 適応指導教室「しのめ教室」。

学習活動、体験活動、教育相談等の支援を通じ児童生徒の学校復帰の促進を図ってまいります。

また、保護者、学校（原籍校）及び関係機関と連携を深めるとともに、いきいき自然体験キャンプ（渡嘉敷村）、県適応指導教室スポーツ交流会へ参加し、児童生徒の居場所づくりに努めてまいります。

8. 視聴覚ライブラリー。

視聴覚機材・教材の整備及び集中管理を行い、同機材・教材の利用促進を促すために、管内利用団体への搬送收受を行ってまいります。また、市町村教育委員会との共催事業として、離島親子映画会、離島5村（渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村）、プラネタリウム出張上映会、これは本島の3市町（糸満市、豊見城市、八重瀬町）及び視聴覚メディア講習会、こちらも本島の3市町（南城市、与那原町、南風原町）で実施してまいります。

次に、4ページを御覧ください。

9. 糸豊環境衛生課。

糸豊環境美化センター、岡波苑については、適切な施設運営に努めてまいります。今年度は、糸豊環境美化センターにおいて、循環型社会形成推進交付金を活用し、ごみ処理施設整備事業を実施してまいります。

また、岡波苑及び島尻環境衛生課の清澄苑では、広域化・共同処理に係る検討業務基本構想の策定を行います。

10. 東部環境衛生課。

東部環境美化センター、汚泥再生処理センターについては、適切な施設運営に努めてまいります。今年度も東部環境美化センターにおいて、循環型社会形成推進交付金を活用し、ごみ処理施設整備事業を実施してまいります。

また、汚泥再生処理センターにおいては、施設精密機能検査発注業務を実施してまいります。

次に、5ページを御覧ください。

11. 島尻環境衛生課。

島尻環境美化センター、清澄苑、美らグリーン南城については、適切な施設運営に努めてまいります。また、清澄苑及び糸豊環境衛生課の岡波苑では、広域化・共同処理に係る検討業務基本構想の策定を行います。

最終処分場事業については、次期最終処分場基本計画策定業務、環境衛生審議会の開催及び構成

6市町との協議を進めてまいります。

以上で事業計画の報告を終わります。

○議長（銘苅哲次）

これで報告第1号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、ずけらん長風議員。

⑤議員（ずけらん長風）

しののめ教室についてお聞きしてもよろしいでしょうか。

ちょっと保護者の方からですね、しののめ教室を見学したい際にちょっとハードルが高いというお話がありましたけれども、現在どのような手続でもって見学が可能なのかお伺いいたします。

○議長（銘苅哲次）

大城所長。

○島尻教育研究所長（大城讓次）

お答えいたします。

保護者からのハードルが高いというお話なんですけども、私たちのほうでは、保護者から随時、もし見学の希望がありましたら受け付けていますが、ただ、学校側が承知していないと、ちょっとやりづらいところがあります。原籍校を通してやると、私たちのほうではいつでも随時受入れは可能です。以上でよろしいでしょうか。

○議長（銘苅哲次）

5番、ずけらん長風議員。

⑤議員（ずけらん長風）

ありがとうございます。

学校にちょっと行けなくて、いわゆる不登校になって悩んでいて、しののめ教室に行きたいということであるのに、学校の許可を得ないと見学ができないという部分があると。学校側がそういう場合もあるということですよ。

○島尻教育研究所長（大城讓次）

いえ、ごめんなさい。今ちょっと誤解があるかもしれません。

学校の許可というよりもですね、もちろん学校に行けないので、それで非常に困ってるお子様なので、私たちとしては全て受け入れる体制を取って、第一歩である見学をいつでも受け入れていきます。ただ、学校が全く知らないでやると、まずいということで、学校に一報を入れていただいた上で、これはもちろん私たちからも、保護者からこういう連絡が来ましたということで学校ともやり取りをすることはあります。

ですから、許可を得てではないですね。随時、それは受付可能です。

○議長（銘苅哲次）

5番、ずけらん長風議員。

⑤議員（ずけらん長風）

ありがとうございます。

そのあたりの部分のもし食い違いがあれば、やっぱり保護者に負担がかかってくると思いますので、そのあたりをどうにか改善というか、齟齬（そご）がないようにしていただければなと思って

おります。

保護者はいつでも受け入れていただいて、このまま教育、学校とのやり取りのほうはこの事務方のほうで共有していただきながら、保護者が安心していつでも利用できるような体制をこれからも整えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○島尻教育研究所長（大城讓次）

分かりました。ありがとうございます。

○議長（銘苺哲次）

ほか質疑はございませんか。

4番、新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

同じく、しのめ教室の件なんですけれども、現在、受け入れされてる人数というのはどれぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（銘苺哲次）

大城研究所長。

○島尻教育研究所長（大城讓次）

私たちのところで、現在は、正式にいわれる入室されてるのは8名で、また、現在、見学とか一次入室という形で来ている児童生徒が2人いますので、私たちのところでも、おおむね10名程度受け入れるということで今進めておりますので、現在そのような状況になっております。

○議長（銘苺哲次）

4番、新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

キャパが10名ということですか。

○島尻教育研究所長（大城讓次）

キャパという言い方ではちょっとあれなんですけども、10名程度、今現在、教員が1人と、それから学習指導員が1人で2人体制になっておりますので、10名程度ということにしている。もちろん、少々オーバーしても可能ではあります。

○議長（銘苺哲次）

4番、新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

先ほど、ずけらん議員からもありましたように、見学もそうだと思うんですけども、受入れもそうだと思うんですけども、その基準というのは、見学の際はないということがあったんですけども、受け入れる際というのは何か、基準か、手続的なことがあれば教えてもらっていいですか。

○議長（銘苺哲次）

研究所長。

○島尻教育研究所長（大城讓次）

基準というのは、私たちのほうからも出されておりますけれども、例えばちょっと読み上げで失礼いたします。

入室対象者として、島尻地区小中学校に在籍していることということですね。

それから、現在は各市町村のほうにも適応指導教室ございますので、糸満市とか豊見城市、南城市を除くということで、条件になります。そういった適応指導教室が市町村に設置されていないところ、現在ですと八重瀬町、南風原町、与那原町ということになりますけども。

それから、2番目として、心理的要因等によって登校できずに、学校が適応を促進するため、しのため教室の指導が望ましいと判定された児童生徒というような形の基準になります。

ですから、特に心理的要因というのが条件になるかと思えますね。

○議長（銘苅哲次）

4番、新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

豊見城にはですね、同じような形で、とよむ教室というのがありまして、実は、直接連絡せずに行ったときに見学できたんですよ。ただ、やっぱり学校側とやり取りするというのも大事だと思うんですけども、できれば南部広域のほうから連絡がなくても、できるだけ受入れしてくださいということを一言言ってもらえればですね、ちょっとその件も何とか。

とよむ教室は、そういった意味では、直接対応もしてくれましたので、そこら辺、みんな平等がいいのかなと思ってますので、そこら辺よろしくお願いします。

○島尻教育研究所長（大城讓次）

はい、分かりました。

④議員（新垣繁人）

あと1つ、あと1点ですね、教育先進地などに視察研修ってということなんですけれども、どういったところの先進があって、今回その研修に行くののかっていうところが、もし決まっていれば教えてください。視察内容ですね。

○島尻教育研究所長（大城讓次）

例えばですね、全国で様々な研究発表をされているところがありますが、私たちが先進地域として考えているのは、現在の学習指導要領をしっかりとやってる。例えば、ICT関連の最近の日本の教育の実情といいますと、個別最適化の授業をなされている、ICTを活用した授業をされてる。そういったところの先進地域を視察をする。

ですから、次年度もそういう先進地域の視察の選定に当たっては、現在の学習指導要領を完全に実施して、なおかつ効果がある学校、そういった地域を視察するという考えであります。

○議長（銘苅哲次）

すみません、挙手2回まででお願いを。原則なんで、すみません、よろしく申し上げます。申し訳ないです。

ほか質疑はございませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

◎日程第5、議案第1号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第5、議案第1号、南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

それでは、議案第1号、南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月14日提出。南部広域行政組合、理事長、古謝景春。

提案理由。

国の人事院勧告、県の沖縄県人事委員会勧告及び組合構成市町村の状況を踏まえた給料表の改正、及び地方自治法の改正により令和6年度から会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するため、本条例の一部を改正する必要がある。

それではですね、資料1のほうで御説明したいと思います。資料1を御覧ください。

1、改正内容。

国の人事院勧告、沖縄県人事委員会勧告及び構成市町村等の状況を踏まえた給料表の改定、及び地方自治法の改正により令和6年度から会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するため、本条例の一部を改正する。

2、概要。

（1）給料表の改定。

給料表の引上げ改定となっており、1級で平均5.2%、2級で平均2.8%の引上げになります。

（2）勤勉手当の支給。

現行は6月及び12月とも期末1.225月で、年間の支給月数は2.45月となっており、勤勉手当の支給はありませんでした。

改正後の令和6年度以降は、6月及び12月とも期末1.225月、勤勉1.025月で年間4.50月になります。

3、施行期日。

（1）公布の日から施行する。ただし、勤勉手当の支給に関する規定は、令和6年4月1日から施行する。

（2）給料表の引上げ改定に関する規定は、令和5年4月1日から適用する。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これから質疑に入ります。

失礼しました。

これで議案第1号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

資料1のほうの（2）のほうで、給料表の引上げ改定、令和5年4月1日ということであるんですが、これは会計年度任用職員は、今回の人事院勧告に基づく給料改定の分は遡及はされたのかどうか。

期末手当というものは、当然勤務日数にあてて手当をあげるの、勤勉手当というのは勤務した成績によって手当をあげようという2つ、2本立てになっているんですが、最近の人事院勧告はほとんど勤勉手当が引き上げることがほとんどで、これによって会計年度任用職員など、臨時職員などは該当しないというふうな事態があったんで、私はそれは改正してほしいということで、今回その内容で来ているんですが。

ちょっと気になるのは、この5ページで、14条の次に、次の1条でもらえるということで勤勉手当という括弧になっているのは、これ条例見たら期末手当というふうになっているんですね、14条は。これは間違いなのか、これも変えるということなのか。

その第14条のほうに、給与条例第16条の4の規定はということで、フルタイム準用すると。ここには、これまでの条例で行くと、16条から3項まで該当するよということで、この4を1つ、4を加えただけの改正なのか。

あと、フルタイムとパートタイム、それぞれ分けて規定しているんですが、フルタイムいらっしやいますか。

もう一つは、皆さんが対照表を出していらっしやるこの給料表。これからすると、今現在が1号級の15万100円勘定になっているんですが、これは去年の11月の臨時議会で改定して、給料表を見直しをしているというのが今現状なんで、これは昔の、改定前の表を示して対比してるんですか。これは間違いじゃないですか。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

瀬長議員の御質問にお答えします。

まず、附則のほうですね。給料表の引上げ改定に関する規定は令和5年4月1日から適用するということで、5年分の給与月額に関して、また、給料月額掛ける期末手当の分に関しては遡及することになっております。これは今から、今回可決されたら遡及を行っていきます。

それと給料表なんですけど、11月に改正を行ったものは職員の分のみになります。今回のものは会計年度職員のものになるので、前回は会計年度職員のを改定していませんので、今回改定することになっております。

あと、フルタイム会計年度職員は現在組合におりません。パートタイムの7名ということになっております。

あと、14条の2は追加することなのかということなんですが、13ページの新旧対照表のほうにあります。14条の2を追加する規定となっております。また、同じく、14条の2はフルタイムですね。23条の2はパートタイム、会計年度に関して勤勉手当を追加する規定となっております。

すみません、先ほど5ページの勤勉手当14条の2の給与条例16条の4号規定はってあるんですが、これは職員の給与条例第16条4、勤勉手当に関する規定になっておりまして、職員と同じよ

うに会計年度も同じように準用するということになっております。

○議長（銘苅哲次）

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

会計年度の任用職員も遡及されるということで、大変良かったなというふうに思っています。

本来人事院勧告というのは、じゃあ去年の4月の現在の給与がどれぐらいあったら妥当なのかっていうことで4月を基準に給料の考え方を示す。5月ぐらいに人事院勧告が出て、7月、8月、9月になる場合もあるんですけど、県の人事委員会が沖縄の経済状況を見ながら、それに合わせてじゃあ沖縄だったらこれだけが妥当だ。だから4月に遡及しなさいというのはそれは当然なので、これはぜひ予算化していただきたいと思います。

先ほど聞いたのは、5ページの勤勉手当というこの表現は、期末手当というふうに今現在はなっているんですが、これは間違いじゃないのか。これに変えるということなのか。そうするとちょっと不都合が出てくるんですが。

あともう一つは、給与条例第16条の4というのは、当然職員の条例の16条の4の規定というふうに読み取るんですが、今の会計年度任用職員の条例で言うと、言わば給与条例第16条から第16条の3までというふうに枠を決めて。それを準用するよと、フルタイムも準用しますという規定なので、これに4、要するに4号を加えただけの改定なのか、そこを今聞いています。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

今ですね、会計年度職員の条例で14条が期末手当という規定になっておりまして、その下のほうに追加で14条の2で勤勉手当を追加したいということなんですが、ちょっと第4号というのが。

③議員（瀬長宏）

勤務手当という表現は間違いですか。

今の条例は期末手当という表現になっていて、勤勉手当という表現は間違いですかというのを聞いています。

○総務課長（久志桂子）

いえ、勤勉手当で。

③議員（瀬長宏）

実は、会計年度の条例見ていると期末手当となっていて、14条以下の規定になっていて、今回、勤勉手当に変えるという話なんですか。ここは普通に行くと間違いだと思っただけですよ。

○総務課長（久志桂子）

14条の期末手当を変えようという訳ではありません。これに追加で勤勉手当の規定を14条の2ということで追加をしたいということになってます。

③議員（瀬長宏）

この括弧は期末手当じゃないんですか。条例の表示はそうなっていますが、勤勉手当に変えるという話なのか、それが間違いという話なのか。

条例、持ってますよね。条例14条見ていただいたら。

○総務課長（久志桂子）

すみません、14条。

すみません、ちょっと休憩お願いします。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：10時37分）

（再開：10時39分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

すみません、先ほどの御質問です。

5ページのですね、真ん中より下のほうに（勤勉手当）とかあるんですが、その1行上ですね、第14条の次に次の1条を加えるとなっております。14条というのが期末手当の規定になっておりますので、その次に次の勤勉手当の規定を加えたいということです。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑はございませんか。

4番、新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

今回の会計年度任用職員の改正による遡及に関しては、ちょっと新聞報道等でもありましたので、ちょっと何点か聞かせてください。

まず、南部広域、こちらの行政組合においてですね、その遡及含めた対象者がどれぐらいいるのかが1点ですね。

次に、今回、その対象者の中にもし退職者がいるのであれば、その対応をどのように考えているのか。

あと1点ですね。いろいろシステムで対応するとか、手作業で対応するとかいろいろある中で、南部広域としてはどのように対応がされるのか。

あとはですね、これから今日の補正とか新年度予算が出てくるかと思うんですけども、遡及するに当たって、例えば3月中に行われるものなのか、遡及完了はですね。それとも4月中なのか、それとも時期がもう少しかかるのか、そこら辺だけ教えてくださいませんか。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

新垣議員の御質問にお答えします。

まず、うちのほうは、パートタイム会計年度職員が7名おります。今回の給与改定で可決されましたら、3月の給与から給料額を上げますので、4月から2月分の遡及を3月内には遡及したいと思っております。これは一応システムのほうでも、エクセルのほうでも両方使って今対応している状況です。その後に出てくる補正予算のほうにも出てくるものになります。

本年度に退職された会計年度職員はおりません。

○議長（銘苅哲次）

5番、ずけらん長風議員。

⑤議員（ずけらん長風）

パートタイムの7名の職員の業務内容と勤務時間を教えていただけますでしょうか。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

まず業務内容ですね。事務補助員が4名おります。そのうち3名が東部、糸豊、島尻3つで週30時間ですね。本島のほうでは教育課のほうに所長と幼児教育担当指導主事のお一人の方いて、この方も週31時間。あと、事務補助員としてののめの指導員の先生お一人いますが、このお2人が週35時間での勤務となっております。

3衛生課のほうは1日6時間の5日勤務で、所長と指導主事の先生は週4日の勤務になります。あと、事務補助員、指導員の先生は7時間の5日の勤務となっております。

○議長（銘苅哲次）

他、質疑はございませんか。

5番、ずけらん長風議員。

⑤議員（ずけらん長風）

この7時間とかになると、フルタイムに準ずる標準的な業務量に近いのかなというふうにも。具体的には分からないんですけども、一般的に、一般論として感じるんですけども、フルタイムとして任用しない合理的な理由とかがあるのかどうかを伺いたいんですけども。

会計年度任用職員の運用については、総務省のほうからも合理的な理由なしにフルタイムより僅かに短い勤務時間にすることは適切ではないという通知もありますし、そもそもがそういう制度設計になっておりますので、そういうことがないようにですね、フルタイムに準ずる内容であれば、しっかりフルタイムで雇用するということが望ましいのかなということは南城市議会でも議論をしているんですけども、そういう見解をお願いします。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

今の7時間の5日勤務、週35時間のお2人なんですけど、まず指導員ですね、しのめの指導員、朝生徒が来て、また2時頃までは生徒はいますので、その後事務処理をして大体4時、4時30分ぐらいまでに業務が終わるということで、8時半から4時半の勤務となっております。

もう1人の事務の補助員ですが、この方は本庁内の全体見ていただいているんですけど、主に教育のライブラリーの受付業務だったり、電話受付ですね。それが9時から4時ということで受付業務をやっていますので、その前後で8時半から4時半ということでの7時間勤務となっております。

また、これから状況を見ながらですね、どうしてもフルタイムでやっていただきたいというときにはそのように対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

他、質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (銘苅哲次)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (銘苅哲次)

討論なしと認めます。

これより議案第1号、南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第2号 上程、質疑、討論、採決

○議長 (銘苅哲次)

日程第6、議案第2号、南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長 (久志桂子)

それでは、議案第2号、南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月14日提出。南部広域行政組合、理事長、古謝景春。

提案理由。

地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含める改正を行うため、本条例の一部を改正する必要がある。

それでは、3ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第7条のほうは、育児休業をしている職員の期末手当等の支給について定めており、育児休業している職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含める改正となります。

第8条なんですが、こちらは育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について定めておりますが、こちらは会計年度任用職員は除く規定で、一応そのままの内容で改正はないんですが、第7条を改正したことによって括弧書きのほうですね、条文のほうを整理するため改めております。

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第2号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第2号、南部広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第3号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第7、議案第3号、令和5年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

令和5年度一般会計補正予算（第3号）の1ページをお願いします。

議案第3号、令和5年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度南部広域行政組合一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ420万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,457万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年2月14日提出。南部広域行政組合、理事長、古謝景春。

一般会計補正予算（第3号）の次にございます、資料2、令和5年度一般会計補正予算（第3

号) 概要で御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

4款、繰入金、補正額420万1,000円の減。財政調整基金繰入金の減でございます。

歳入合計、補正額420万1,000円の減となっております。

歳出。

1款、議会費、補正額1万4,000円の減。

2款、総務費、1項総務管理費、補正額3,116万9,000円の増。積立金の増でございます。

2項、監査委員費、補正額3,000円の減。

3款、衛生費、1項ごみ処理事業費、補正額510万1,000円の減。人件費、先進地視察経費及び委託料の減です。

2項、最終処分場費、補正額2,748万1,000円の減。人件費、需用費及び委託料の減です。

4款、教育費、1項教育総務費、補正額18万6,000円の増。人件費の増。

2項、教育研究所費、補正額81万8,000円の減。報償費及び需用費等の減でございます。

3項、視聴覚教育費、補正額79万円の減。搬送業務委託料等の減でございます。

5款、公債費、補正額123万5,000円の減。最終処分場の減でございます。

6款、予備費、補正額11万4,000円の減。適応指導教室分の減。

歳出合計、補正額420万1,000円の減となっております。

第2表、繰越明許費。

3款、衛生費、1項、ごみ処理施設整備事業、事業名ごみ処理施設整備事業、561万円。

3款、衛生費、2項、最終処分場費、事業名一般廃棄物最終処分場、1,018万3,000円。

3款、衛生費、2項、最終処分場費、事業名一般廃棄物最終処分場運営管理、6,428万3,000円。

2ページに令和5年度事業別歳入補正予算(第3号)、3ページに令和5年度事業別補正予算(第3号)、4ページ、令和5年度事業別基金現在高(予算ベース)を添付いたしております。

以上でございます。

○議長(銘苺哲次)

これで議案第3号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苺哲次)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苺哲次)

討論なしと認めます。

これより議案第3号、令和5年度南部広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について採決い

たします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第4号 上程、質疑、討論、採決

○議長 (銘苅哲次)

日程第8、議案第4号、令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算(第3号)について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

糸豊環境衛生課。

○糸豊環境衛生課長 (喜友名等)

議案第4号、令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算(第3号)。

令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和6年2月14日提出。南部広域行政組合、理事長、古謝景春。

詳細につきましては、資料3でもって御説明いたします。

資料3、令和5年度糸豊環境衛生事業特別会計補正予算(第3号)概要。

第1表、歳出予算補正。

歳出。

1 款、衛生費、1 目一般管理費、補正額 25 万 1,000 円の減。主な理由、職員手当等の減。

2 目、基金費、補正額 568 万 5,000 円。主な理由、積立金の増。

3 目、塵芥処理費、補正額 19 万 2,000 円の減。主な理由、需用費等の減。

4 目、し尿処理費、補正額 524 万 2,000 円の減。主な理由、委託料の減。

歳出合計、補正額 0。

次のページ御覧ください。

令和5年度基金現在高(予算ベース)となっております。

説明以上です。

○議長 (銘苅哲次)

これで議案第4号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (銘苅哲次)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

討論なしと認めます。

これより議案第4号、令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第5号 上程、質疑、討論、採決

○議長(銘苅哲次)

日程第9、議案第5号、令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算(第4号)について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長(安里勉)

それでは御説明申し上げます。

令和5年度東部環境衛生事業特別会計補正予算(第4号)、1ページをお開きください。

議案第5号、令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算(第4号)。

令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ608万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,941万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年2月14日提出。南部広域行政組合、理事長、古謝景春。

内容につきましては、13ページ、次のページの資料4で御説明申し上げます。

令和5年度東部環境衛生事業特別会計補正予算(第4号)概要。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

2款、使用料及び手数料、補正額150万ちょうど。処理手数料の増。

5款、繰入金、補正額151万3,000円の増。基金繰入金の増。

7款、諸収入、250万の増。金属類売却の増となっております。

8款、組合債、補正額1,160万の減。ごみ処理施設整備費分の減。

歳入合計、補正額608万7,000円の減。

歳出。

1款、1目、一般管理費、15万の増。人件費の増。

2目、基金費、8,994万。積立金の増。

3目、可燃ごみ処理費、5,140万5,000円の減。光熱水費等の減。

4目、不燃・粗大ごみ処理費、補正額71万6,000円の減。委託料の減。

5目、ごみ処理施設整備費、補正額3,674万の減。工事請負費の減。

6目、汚泥再生処理センター維持管理費、補正額716万6,000円の減。光熱水費等の減。

3款、予備費、15万の減。

歳出合計、補正額608万7,000円の減。

第2表、地方債補正。

変更、起債の目的、ごみ処理施設整備事業。補正前限度額1億1,490万。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年5%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、組合財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。補正後限度額1億330万。

2ページに、令和5年度基金現在高（予算ベース）をおつけしております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第5号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第5号、令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第4号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第6号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第10、議案第6号、令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

議案第6号、令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和6年2月14日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

内容につきましては、資料5にて行います。

資料5、令和5年度島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）概要。

第1表、歳出予算補正。

歳出。

1 款、衛生費、1 目、一般管理費、補正額26万4,000円減。職員手当等の減。

2 目、基金費、補正額746万8,000円。積立金の増。

3 目、塵芥処理費、補正額28万1,000円減。光熱水費等の減。

4 目、し尿処理費、補正額692万3,000円の減。委託料の減。

歳出合計、補正額0。

次のページに、令和5年度基金現在高（予算ベース）をおつけしております。

以上、説明を終わります。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第6号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第6号、令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苺哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第7号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苺哲次）

日程第11、議案第7号、令和6年度南部広域行政組合一般会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

令和6年度一般会計予算の1ページをお願いします。

議案第7号、令和6年度南部広域行政組合一般会計予算。

令和6年度南部広域行政組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,143万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

令和6年2月14日提出。南部広域行政組合、理事長、古謝景春。

一般会計予算の次にございます、資料6をお願いします。

資料6、令和6年度南部広域行政組合会計別当初予算総括表でございます。

全会計の予算総額は、本年度39億3,654万5,000円を計上しており、前年度より9億172万9,000円の増となっております。

2ページをお願いします。

令和6年度南部広域行政組合事業別負担金総括表となっております。

全会計の負担金総額は、本年度22億889万6,000円となっております、前年度より1億5,659万4,000円の減となっております。

次にございます、資料7をお願いします。

資料7、令和6年度一般会計予算概要で御説明いたします。

令和6年度一般会計予算概要。

第1表、歳入歳出予算。

歳入。

1款、分担金及び負担金、本年度4億8,888万9,000円、比較7,776万7,000円の減。主な理由

は、一般廃棄物最終処分場負担金の減です。

4款、繰入金、本年度2,241万9,000円、比較915万7,000円の増。財政調整基金繰入金の増であります。

5款、繰越金、本年度6,000円、前年度同額。

6款、諸収入、本年度11万8,000円、比較5万7,000円の増。雇用保険料の増です。

歳入合計、本年度5億1,143万2,000円、比較6,855万3,000円の減となっております。

歳出。

1款、議会費、本年度165万3,000円、前年度同額。

2款、総務費、本年度7,662万4,000円、比較614万2,000円の減。

1項、総務管理費、本年度7,613万8,000円、比較625万3,000円の減。主な理由は、人件費の減です。

2項、監査委員費、本年度48万6,000円、比較11万1,000円の増。旅費の増です。

3款、衛生費、本年度2億5,244万1,000円、比較6,138万4,000円の減。

1項、ごみ処理事業費、本年度3,871万7,000円、比較255万5,000円の増。主な理由は、旅費、その他借上料及び地域振興費の増。

2項、最終処分場費、本年度2億1,372万4,000円、比較6,393万9,000円の減。繰出金、運営管理費の減です。

4款、教育費、本年度4,225万3,000円、比較208万9,000円の増。

1項、教育総務費、本年度361万円、比較64万1,000円の増。人件費の増です。

2項、教育研究所費、本年度3,455万円、比較196万4,000円の増。人件費の増です。

3項、視聴覚教育費、本年度409万3,000円、比較51万6,000円の減。搬送業務委託料の減です。

5款、公債費、本年度1億2,912万1,000円、比較311万6,000円の減。最終処分場分の減です。

6款、予備費、本年度934万円、前年度同額。

歳出合計、本年度5億1,143万2,000円、比較6,855万3,000円の減となっております。

次の2ページに令和6年度事業別歳入予算、3ページに令和6年度事業別歳出予算、4ページに令和6年度事業別基金現在高（予算ベース）、5ページに令和6年度事業別負担金割当表（総括）、6ページ以降は各事業の負担金割当表となっております。

以上でございます。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第7号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、上原晃議員。

⑩議員（上原晃）

何点か、確認をします。

歳出のですね、13ページ。ごみ処理施設整備事業の旅費としてですね、約330万円。そして、14ページの最終処分場費の旅費として約290万円が計上をされておりますが、その内訳と申しま

すか、普通旅費、特別旅費というのはどういう意味なのか、そして、どのような計画がされているのか説明をしていただきたいと思います。

○議長（銘苅哲次）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

お答えします。

まず、新炉事業の旅費につきましては、まず普通旅費のほうですね、環境省の要請の際に、職員のほうが首長の随行ということで普通旅費を計上しているのと、それと、あと、候補地が決まりましたら先進地、地域住民を先進地のほうに視察行きますので、その職員の随行費ということが普通旅費となっております。

特別旅費につきましては、先ほど申しました、その住民ですね、地域住民のほうの旅費ということで計上させていただいております。

以上になります。

○議長（銘苅哲次）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

最終処分場のほうの旅費なんですけども、総額で291万5,000円、その中の費用弁償が67万8,000円。費用弁償につきましては、理事長、副理事長お2人の関係省庁の要請ということで、こちらのほうは防衛省のほうへの要請ということとなっております。

普通旅費につきましてはですね、これに伴う、随行して一緒に行く私たち職員の旅費ということになっております。局長、私、あと係長、担当ということで、普通旅費計上しております。

あと、特別旅費についてなんですけども、先ほど新炉関係もございましたけど、地域住民の皆さんへの先進地視察ということで、勉強会視察ということで組んでいる旅費でございます。

以上になります。

○議長（銘苅哲次）

10番、上原晃議員。

⑩議員（上原晃）

たしか4年目でしょうかね。新炉建設に向けての理事の皆様も要請に伺ったと思います。

そして、これまでも視察研修は行われておりますが、このごみ処理施設整備事業ですね、旅費については、主に、今、説明がありましたように、先進地視察研修の費用と理解をしておりますが、私は以前にもですね、この旅費等について、何人でどこを視察したのか、どのような人たちが参加したのかという、その資料があれば出していただきたいというお話もしました。

ちなみに、令和3年の11月は茨城県、12月には福岡県に県外視察を行ってございまして、新炉建設事業の早期建設に向けて今まで取り組んできたかと思うんですが、昨年、この事業も白紙撤回という形になりましたが、私は、今までにもこのように行われました視察研修が無駄にならないようにということも生かしてほしいということも申し上げました。

毎年度にも、このような同様な視察研修の予算も計上されてございまして、県外視察がこれからも必要なのか、新しい事業が始まりますので必要かもしれませんが、疑問な点もありますので、今までのこのような部分ですね、皆さんは最後どういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

て、そして、今までのことについてですね、理事長の古謝理事長がどのようなお考えなのかも含めてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（銘苅哲次）

理事長。

○理事長（古謝景春）

本件につきましては、研修、視察目的等も含めて、私が総括でお答えをいたしたいと思います。

今ですね、ずっと視察研修しているんですが、その情報としてもですね、もう本当にすごい技術的に向上していることがうかがえるんですね。

我々が一番最終的に結論を得るためには、いわゆる実際に話だけではなくて、実際に成功しているかどうかを現場も見てどれぐらいのいわゆる経費がかかって、どれぐらいの建築費が抑えられるかという、市町村民の、我々参加市町村の住民の負担を軽減するために、もっといい方法がないのかというようなことで、常に事務局にはそういうネットワークを全部把握して、そして先進地を視察研修するというのを常に頑張っております。

今、本当にいろんな技術的な進歩が見えますので、それをどのように安価で、そして成功しているかどうかも含めてですね、今回も、今年もまた防衛省へ行きながら、どうか見てくれということで、技術者からもお願いされておりますので、そういったことも含めて、常に東京に行くのとあわせて近隣市町村を見学するというのも今までやっておりますので、これはもう旅費だけではなくて、全体として行く場合には必ず施設を見てどれぐらい安価でできるのかも合わせて、今、視察研修をしておりますので、ぜひ御理解をしていただきたい。

そして、地域住民の受入先の住民に対しても、こういう施設ですよというようなことを見せて、安心して受け入れる体制が整えるような環境をつくっていきたいと思っております。

⑩議員（上原晃）

視察後の資料はありそうですか。どう考えますか。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

休憩を、すみませんお願いします。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：11時25分）

（再開：11時26分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

お答えします。

旅費につきまして、前回行った資料の提出を行っていきたいと思います。

計画が、具体的な今、令和5年度の詳細な計画を今詰めておりますので、その前回のやつを提出できればと思っています。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑はございませんか。

4番、新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

すみません、歳入のほうなんですけれども、ページが6ページですね。議案第7号の6ページですか。

歳入のほうで、事務局運営負担金ということで前年度と比較して約1,300万ぐらい今、減額されているんですけれども、先ほど何か補正で運営費のほう約1,000万ぐらい増額されてたと思うんですが、そこら辺予算とか問題ないですか。

その1点だけです。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

6ページ、事務局運営負担金、今回1,366万6,000円の減なんですけど、一番大きな理由は、人件費の減によるものです。約700万ぐらい今回減にはなりました。

その理由としては、まず令和5年と比較して事務局長が再任用になったことですね。この5年度の予算を組むとき、前年度の10月の時点での職員の体制で組むもんですから、再任用じゃなくて職員としての局長で組んでいたものが再任用になったことと、あと、人事異動によって管理職だった2名の者が一般職のほうに配置されたことに伴って、その分大分余ってきております。

それです、先ほど補正のほうでも900万ほど余っていたんですが、それを一旦基金のほうに積み立てたんですけども、そのうちの600万のほうを人件費に充てたいということで、今回基金より繰入れしていますので、その分負担金を減にしております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑はございませんか。

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

予算書の11ページなんですけど、会計管理費の中の委託料、財務人給システム構築管理委託料ということで、初めてこれ出てきたのかなと思うんですが、このシステムは、よく言う人事給与システムのことなのか、どういうシステムなのか、これいつ構築されたシステムなのか。この1年間その関係の予算見たことないもんですから、システム構築がいつされた、どういう内容のシステムなのかはまず1点。

あと、13ページのごみ処理施設整備事業費、一番上の報酬のところ、審議会議員の報酬というのがあるんですが、これは環境衛生審議会のことなのか、何の審議会の予算なのかを説明していただきたい。

あと、15ページのちょうど真ん中ぐらいの委託料、12節。ここに一般廃棄物最終処分場基本計画策定業務というのがあるんですが、これは令和5年も1,000万余り予算計上をされて、今回また1,400万余り策定業務ということで予算計上されるのは、これは2年にまたがっての事業だったのか、そうであれば、債務負担行為はやったのかどうか。全く別の、要するに基本計画をつくるという話なのか、その前年度のこの令和5年度の予算の関係との説明を求めたいと思います。

あと、26 ページに、会計年度任用職員の前年度 4 人から、今年度、令和 6 年度は 5 人になる。その金額の増加が 125 万ということで、これまでは 4 人で 766 万ですから。それからするととんでもない低い給与になっていて、普通、会計年度任用職員、フルであれば 1 週間で 38 時間 45 分以上がフルという指定をされて、38 時間 45 分以下で 1 分でも少なかったらパート扱いされてるんですが、これからすると、あまりにも低い給与になっているので、これは短時間の会計年度任用職員を採用するという事なのか。

あと、その下の再任用職員、先ほど事務局長の話が出ていたんですが、430 万増になっているので、これは普通、再任用であれば一定給与が相当減になってくるというのが通例なんですが、この辺の給与体系はどんな変化で再任用というふうになってこんな数字になっているのか説明をしていただきたい。

○議長（銘苅哲次）

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

瀬長議員の、6 年度の一般会計予算の 11 ページの 5 目会計管理費の部分にあります 12 節委託料の財務人給システム保守管理委託料の部分なんですけれども、前年度までは 10 ページの 4 目の一般管理費のほうで財務人給システムということで計上しておりましたが、6 年度から 5 目に移動しておりました計上しております。

今回、6 年度は 255 万 8,000 円を計上しております。

構築等についてなんですけれども、確定した当時ですね、平成 30 年から 5 年の契約で委託をしておりました。今年度、令和 5 年度、今回の 6 年度は 1 年更新ということで更新を進めるということになっております。

予算書の 31 ページのほうに債務負担行為の調書のほうが添付してございますが、こちらの 3 段目ですね、事項名で財務人給システム保守管理委託料ということで設定がされております。

この財務人給システムなんですけれども、人事給与のシステムと財務の 2 種類で構成されております。財務システムは、一般会計から特別会計まで利用しております。人給につきましても、職員体制でしたり、会計年度任用職員も含めてのシステムということになっております。

会計課からは以上です。

○議長（銘苅哲次）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（知念正樹）

お答えします。

ごみ処理施設整備事業費の報酬につきましては、環境衛生審議会の委員 13 名の報酬となっております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

お答えいたします。

まず、予算書の 15 ページの御指摘の内容なんですけれども、委託料、基本計画策定業務 1,400

万余りの業務ありますけれども、その業務につきましてはですね、まず今年度、R5年度の当初予算にて最終処分場の同じ名前の基本計画業務を予定してございました。

ただ、この基本計画業務なんですけれども、まず、令和5年5月ですか、現在これまでであった前具志頭地区のほうでの場所、向こうでの場所が白紙撤回になったということで、新たに基本計画策定業務するに当たって最終処分場の選定業務が必要である旨ですね、ちょっと補正させていただいております。これについては、予算を組み替えるという形ですね、今年度進めております。3月末までの選定業務を行っております。今進めているところでございます。

その次の段階として、選定業務を終えて、場所がおおむね決まった段階で基本計画に移るということで、この金額を計上させていただいております。

あとですね、もう一つ、ちょっとこの以前、具志頭地区ということで進めておりましたけれども、今回また新たな場所になる。どういったその場所によって、地形等によって、その選定、基本計画の内容等も変わってございますので、少し金額も上がった形ですね、1,400万余りの金額を計上させていただいているところであります。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

それでは、26ページの給与費明細のところでお説明します。

26ページの、まず真ん中イですね。

会計年度任用職員1名増ということで、報酬が少ないんじゃないかということでしたが、しのめ教室のほうに職員を午前4時間の3日間、週12時間勤務の態勢で1名増にしたいということになります。

この増にする理由としてはですね、現在指導教諭1名、指導員1名の2名体制です。異なる学年で、起立性障害、情緒不安、幻聴、ASD、対人恐怖、集団不適應などの特性の違う児童生徒一人一人の対応のため、現在の2名体制では全体を対応することが難しい状況です。

また、行事への参加や登室の状況、当日の心理状況により、教室以外の複数の部屋で学ぶこともあり、対応が難しく、特に校外学習などには移動や公共施設等を利用し、多くの人と接することが多く、特に安全面において注意が必要になります。これまで、2名体制で、人数制限をかけたたりして対応してきましたが、2名体制での不十分な対応により保護者からの心配の声があります。

また、令和4年度に比べ、しのめ教室への見学、体験希望者が1.3倍以上に増加しております。指導員1名を増にすることにより、児童生徒のニーズに応じたきめ細やかな個別指導や安全への配慮等の対応ができるようになります。

この1名増の指導員は、週12時間勤務、午前4時間の3日間を予定しており、予算としては年間で報酬が65万円、通勤費である費用弁償が5万円、計70万円を計上しております。

勤務時間が短いことから、期末勤勉手当の支給や共済費の負担はありません。

それとですね、ウの再任用職員、前年度1名、今年度2名となっております。前年度の予算を組むときにですね、そのときにはちょっと事務局長のほうに再任用になるということは決まっていなかったものですから、それで前年度1人、今年度2人ということで、その分の増となっております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

いや、聞きたいのは、要するに再任用ということで、これまでの給与体系からどう変化があるのか。要するに、通常一般的に言うと給与が下がるというのが通常なんです、そういうことになってるのか。

あと、15ページのこの基本計画策定業務というところの説明で行くと、策定業務の業務がこれ予算で執行されたかのような、私は、何か聞こえたので。選定業務は選定業務として、別の業務として予算を計上すべきで、基本計画策定業務というのはそれに特価すべきなんです、これは言わば場所の断念ということで途中から切り替えるということで分かるんですが、そのときに、じゃあ令和5年度はこの1,099万6,000円というのは、減額補正途中やったのかどうか。

そこまで私、ちょっと見てなかったの、ここは減額という予算措置をしたのかどうか。そこはどうなんですか。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

再任用の件ですが、事務局長は今フルタイムでの再任用となっております。派遣していただいた職員が来るのと再任用となるとでちょっと300万ほど差額が出てくるかと思いますが。

もう一人の方は、2人いて1人は局長フルタイムで、もう1人は短時間勤務、週4日の勤務となっております。

③議員（瀬長宏）

給与体系は再任用ってなったということですか。

同じ給与で再任用したの。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：11時43分）

（再開：11時43分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

そうではなくて、再任用職員の7級の給料表の数字に当てて支給しております。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：11時44分）

（再開：11時44分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

令和5年度と令和6年度、局長の再任用職員として、同じ形態で採用となっております。

○議長（銘苅哲次）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

よろしいですか。

15ページ、今ございました1,417万9,000円でございますけども、令和5年度の当初予算の1,099万6,000円ですね。これについては、一旦補正減をしましてですね、新たに名称、内容等も異なりますので、選定業務という形で補正して、今現在、計画をして、3月末の契約をもってということで進めているところでございます。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第7号、令和6年度南部広域行政組合一般会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第8号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第12、議案第8号、令和6年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

議案第8号、令和6年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算。

令和6年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億8,311万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

令和6年2月14日提出。南部広域行政組合、理事長、古謝景春。

詳細につきまして、資料8でもって御説明いたします。

資料8、令和6年度糸豊環境衛生事業特別会計予算概要。

第1表、歳入歳出予算。

歳入。

1款、分担金及び負担金、本年度9億4,609万3,000円、比較7,400万2,000円の減。主な理由としまして、組合債活用による負担金の減。

2款、使用料及び手数料、本年度1億7,722万9,000円、比較314万円の増。主な理由として、処理手数料の増。

3款、国庫支出金、本年度1億6,471万3,000円、比較1億6,471万3,000円の増。塵芥処理費に伴う増。

4款、財産収入、本年度1,000円、比較0。

5款、繰入金、本年度1,573万9,000円、比較573万9,000円の増。基金繰入金の増。

6款、繰越金、本年度1,000円、比較0。

7款、諸収入、本年度9,144万円、比較2,503万円。主な理由としまして、溶融メタル等売却代の増。

8款、組合債、本年度3億8,790万円、比較3億8,790万円。主な理由としまして、塵芥処理費に伴う増。

歳入合計、本年度17億8,311万6,000円、比較5億1,252万円。

続いて、歳出。

1款、衛生費、本年度16億301万8,000円、比較5億2,650万5,000円。

1目、一般管理費、本年度4,114万5,000円、比較382万2,000円の減。主な理由としまして、工事請負費の減。

2目、基金費、本年度1,000円、比較0。

3目、塵芥処理費、本年度14億6,723万5,000円、比較5億3,370万2,000円。主な理由としまして、工事請負費の増。

4目、し尿処理費、本年度9,463万7,000円、比較337万5,000円の減。主な理由としまして、工事請負費の減。

2款、公債費、本年度1億7,009万8,000円、比較1,398万5,000円の減。主な理由としまし

て、一般廃棄物処理施設整備事業債の減。

3款、予備費、本年度1,000万円、比較0。

歳出合計、本年度17億8,311万6,000円、比較5億1,252万円。

第2表、地方債。

起債の目的、一般廃棄物処理事業。限度額3億8,790万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年5%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、組合財政その他の都合により繰上償還をなし、又は低利債に借り換えることができる。

次のページ御覧ください。

次のページは、令和6年度基金現在高（予算ベース）でございます。

説明以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第8号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

1点だけ伺いますが、糸豊の処理施設というのは、もう27年度に入っていて、大体20年たったから基幹改良を入れて10年、10年という流れに普通なるんですが、それを20年目で一定の改修工事やって、基本的な基幹改良はやってないですね。

27年目で、今回、僅か5,700万ということで、大きな2億4,300万というのは、灰溶融施設の施設変更で、この基幹改良というのはやらなくても大丈夫なのかどうか。本来であれば、一定、しっかりとした大改修をして、そして延命を図るとというのが基幹改良の大事な役割なんです。

要するに、小手先の改修で動かなくなるということが懸念されるんですが、当初は一元化で、処理施設が一元化されたら、そういうことで延命で何とか乗り切って、その一元化の供用開始には大きな基幹改良を入れなくても間に合うかもしれない。ただ、しかしそれで、もし頓挫してやった場合には、2022年から2024年のこの3年間の間に大きな基幹改良を入れますというのが糸豊の計画だったんですね。その予算規模は40億でした。

ですから、今回、これだけの改修で大丈夫なのかどうか、そこは現場としてどうなんですか。

○議長（銘苅哲次）

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

今回の事業については、令和6年度単年度事業となっておりますが、計画的には、令和6年から10年までの間で、一応概算ではあるんですが、50億程度の基幹改良を入れなければ施設は13年から15年は持たないと判断しておりまして、現段階の計画としまして、令和6年から炉を運転しつつ現状を維持しながら改良工事を行うという計画をしております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑はございませんか。

4番、新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

すみません、ちょっと5点ほど確認だけさせてください。

今回、負担金がですね、糸満市、豊見城市合わせて約7,000万ぐらい減になっていまして、その理由が組合債ということなんですけれども、この組合債が今回、衛生費のどの部分に充てられているのかというのがまず1点ですね。

あと、溶融メタルのほうが、約、もう本当に2,000万ぐらい増額してるんですけれども、この増額の理由というんですかね。今後、毎年度、毎年度、今後もそれが増えていく見込みがあるのかっていうところをちょっと聞きたいのとですね。

あと1つは、糸豊の維持管理費なんですけれども、先ほど人事院勧告とか、そういったもので法改正があつてですね、職員。会計年度任用職員の法改正されて、遡及とかがあるんですけれども、私はこの委託業務も一緒だと思うんですね。職員もしっかり基準に合わせて給料改定していくと。それは会計年度も一緒ですと。今、本来、市がやらなきゃいけない施設をですね、それを専門の方に委託しているわけですから、そういう見方すると、私は同じ職員だと見えます。

そこで、糸豊維持管理施設のですね、全国的な本来この予算化するに当たって、本来、積算基準がありますよね。その基準より大分、今、下回っている額だと思うんですよ。そこがまず大分下回っている、改めてなんですけれども、認識がされているのか。

されているのであれば、本来どのような財政課に対して要求がされて、じゃあどの分認められてですね、もしが認められなかったところは職員とか会計年度のように遡及ってできませんので、じゃあ今後どのような対策をされていくのかっていうところを聞かせてください。

そして、次に、ここちょっともし把握されていればいいんですけど、市内から、糸満市、豊見城市内から生じる瓶ですか、瓶。特に、事業系の瓶の受入れが糸豊ではないと思うんですね。ただ、リサイクルのこの計画があつて、それぞれのリサイクル業者のほうに持って行ってると思うんですけれども、この瓶が本当にリサイクルされているのか。というのは、この瓶は色ごとに分けて出すとかありますよね。実際、それを例えば豊見城から、じゃあ例えば、豊崎にあるそういう施設のほうに持って行ったときにですね、本当に色分けをされてそれがリサイクルされてるのか。それとも、色分けされずにごちゃ混ぜにして取りあえず全部割ってプールにして、本来のリサイクルされていないのか。

これ、なぜかという、豊見城約1,000万ぐらいの予算を毎年出してですね、選別保管の委託出してらんですよ。それがもしできてなければちょっと問題もありますし、ただ、今、何が生じているかという、瓶の受入れができない状況になってきてるんですよ、特に事業所からの瓶。

今どういう状況なのかといいますと、西原とかそういったところに、もう糸満市でも、豊見城でも受入れをしてもらえないものだから、それを西原まで持って行ってるっていう現状があるらしいんですよ。それをどうにか、もしリサイクルしていないのであれば糸豊で受入れが可能なのか。

考え方は産業廃棄物ではないと思うんですよ。一般廃棄物許可と思ってるもんですから。であれば、一般廃棄物として受け入れることができるものなのか、そういったところをちょっと状況教えてほしいです。

取りあえず以上です。

○議長（銘荊哲次）

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

まず1点目、起債の内訳についてですが、まず、起債の内訳には法律の詳細がありませんので、12ページ御覧になっていただきたいんですが。

12ページですね、14の部分の工事請負費。基幹的設備改造工事から粗大ごみ処理施設の破砕機設備工事までの項目が5項目あるんですが、まず基幹的設備改造工事と灰溶融炉処理施設酸素発生装置の工事、あと、電気設備更新工事については、これは国庫補助2分の1補助で事業を今、考えております。

この事業については、2分の1は国の補助金があります。その2分の1の90%は借入れですね、地方債で借入れします。2分の1の90%ですね。残りの10%については、今回新たにですね、沖縄県振興資金貸付というのがありますので、それを活用しております。実際には、単費分は償還はあるんですが、単費分はないというのがまず1点目。

その下の欄ですね、無停電電源装置と2号ボイラー左右壁抜管工事、粗大ごみ処理施設の破砕機工事については、単独事業でやります。これは補助事業に該当しない緊急的にしないといけない部分でありますので、早急に行うということで。

当初は、これ修繕費に組んであったんですね。財政等の協議の中、貸付けできる方法があるんじゃないかということで、この事業に関しましては、75%を地方債、残りの25%は沖縄県振興資金貸付を活用したために、今回負担金減が出ているという現状であります。

2点目、溶融メタルの単価ですね。

こちらですね、予算書の8ページを御覧ください。

雑入2,503万円の増。主な理由としましては、溶融メタルは、メタルの質によって単価が変動します。最近、メタル、金属類が高騰しているというのも影響があると思うんですが、当初前年との比較からしますと、前年が1キロ当たり688円に対して、今年度見積りでは744.7円を見込んでおりますので、今回2,503万円の増額となっております。

それでは、続きまして、維持管理についてですが、こちらは11ページ御覧ください。

11ページの12委託料について、金額が3億645万5,000円で、委託料の中で幾ら増額になっているかという点ですね、2,946万9,000円が増額となっております。

その中で、主に増額の理由としまして、一番右上のですね、施設維持管理料1億9,899万円。これについては、前年と比較しますと1,710万5,000円増額となっております。こちらは、長期継続契約で地元の会社と職員40名を配置しまして維持管理していただいております。この維持管理については、今年度1,700万増額になった理由としましては、令和5年度ローン単価が増額となっておりますので、1,710万5,000円、40人分の増額。

ちょっと問題となっているのが、諸経費率が足りないということが懸念されてはいるんですが、長期継続契約は令和4年から5年、6年と3年契約となっております。6年度で契約が満了いたしますので、残りの諸経費の検討については、財政と検討した結果、令和7年度から対策というか、増額に向けて協議することで今、財政とは話ししている状況であります。

それと、瓶の受入れについてですが、豊見城市さんのほうはふじ産業さん、糸満市は富士盛産業さんへ委託されていると思うんですが、以前見学したときには、これについては全量をリサイクルしているということで認識してたんなんですが、処理先がちよっと最近滞っているという情報がちよっとなくてですね、先方の状況がちよっと把握できてない状況です。

受入れについては、うちは溶融施設がありますので、瓶の溶融処理については、通常の一般受入
ごみで入る分に関してはテスト的には問題ないということで、最終的に溶融してスラグするという
方法は大丈夫なのですが、今後、大量にこの瓶が入ってくるということに関しては、試験を取りあ
えずしてですね、スラグも製品ですので、J I S規格の製品ですので、土木などにも利用されてい
るしっかりとした商品なので、その商品に影響しないような方法を取らないといけないですから、
これはまた持ち帰って調査しながら、受入れについては検討しないといけないと考えております。

○議長（銘苅哲次）

4 番新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

じゃあ、ちょっと瓶に関してはですね、南部広域としても両市の生活環境課と毎月1回、多分、
定例会とか意見交換はあるかと思っておりますので、その場で話し合っていたらいいと思います。生活
環境課にも同じような話しています。その現状を確認されたほうが一度いいんじゃないかなと。

リサイクルしてるかっていうと実はまだ見えてないと。でも、リサイクルするがゆえに委託費
1,000万出してるんですよ。だけど、それがされていないのであれば、受入れもしていただけない
今の状況の中で、西原町まで持っていかないといけないという現状をですね、両市がどうにかその
課題解決に努めていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

あと1点、ここちょっと歳出なんですけれど、先ほど、人件費で約1,700万、今回増額と。た
だ、諸経費がっていうことなんですけれども、実際、この諸経費として、最低基準としてですよ、
最低基準として見積り出した際に、今幾ら足りてないのか、本当に最低基準はどうですか。

そこをどこまで把握されているのかっていうところを、ちょっと確認したいのと、場合によっ
ては、言い方悪いですけど、ブラック的な契約に近いような感じだと思うんですね。そこら辺をしっ
かり財政面を訴えていただきたいなと思うんですよ。そこら辺ちょっと2点。

要は、先ほど私聞いたんですけど、基準があって、これ全国です。例えば、諸経費の部分でも最
低が、例えばですよ12%から20%のパーセントで計算しなさいっていうところを12%どころか
2%ぐらいの計算になっているところもあると思うんですよ。そういったところをどのように把
握されているのかということと、令和6年度で、契約が3年サイクルですか、終わるので、更新
日がもう逆に今年度だと思えます。

ただ、今、実際あと幾ら最低額として足りてないのかっていうところをお聞かせください。

○議長（銘苅哲次）

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

市町村の財政課と私たちは予算を調整する際に、新年度予算を調整する際にですね、積算根拠に
基づいて財政のほうに提出はするんですが、財政の判断としては前年実績を優先する部分と、あ
と、現状の推移を現状すると両方あると思うんですが、今回の件に関しては、令和4年度、5年、
6年度の契約でありますので、長期継続契約でありますので、令和4年度の契約の諸経費を満たし
ております。

ただし、年度がたって、もう令和6年度、5年度には人件費のアップ等があったんですが、今回
については、長期継続契約の中で労務単価を増額させたというお話でございます。実際に要求した
金額と幾らの差額があるかについては、増額は8,000万の増額でありました。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：12時10分）

（再開：12時11分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

ほか質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第8号、令和6年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第9号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第13、議案第9号、令和6年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

それでは御説明を申し上げます。

令和6年度東部環境衛生事業特別会計予算書1ページをお開きください。

議案第9号、令和6年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算。

令和6年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3,297万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度

額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条、地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

令和6年2月14日提出。南部広域行政組合、理事長、古謝景春。

内容につきましては、予算書22ページ、次のページの資料9でもって御説明申し上げます。

令和6年度東部環境衛生事業特別会計予算概要。

第1表、歳入歳出予算。

歳入。

1款、分担金及び負担金、本年度5億3,718万2,000円、比較1,379万1,000円の減。

2款、使用料及び手数料、本年度1億3,538万3,000円、比較143万6,000円の増。処理手数料の増。

3款、国庫支出金、本年度2億8,490万、比較2億96万5,000円の増。ごみ処理施設整備工事に伴う増。

4款、財産収入、本年度17万4,000円、前年同額です。

5款、繰入金、本年度1億1,148万7,000円、比較7,278万2,000円の増。基金繰入金の増。

6款、繰越金、本年、前年度同額で1,000円。

7款、諸収入、本年度744万6,000円、比較194万1,000円の増。

8款、組合債、本年度2億5,640万、比較1億7,290万の増。ごみ処理施設整備工事に伴う増。

歳入合計、本年度13億3,297万3,000円、比較4億3,623万3,000円。

続きまして、歳出。

1款、衛生費、1目、本年度2,029万4,000円、比較116万9,000円の増。

2目、基金費、本年度1,000円、比較217万6,000円の減。施設整備費八重瀬町分の減。

3目、可燃ごみ処理費、本年度4億2,302万円、比較3,135万5,000円の増。ごみ処理等委託料の増。

4目、不燃・粗大ごみ処理費、本年度5,884万4,000円、比較259万8,000円の減。備品購入費の減。

5目、ごみ処理施設整備費、本年度5億6,980万、比較4億106万円の増。施設整備工事の増。

6目、汚泥再生処理センター維持管理費、本年度1億1,228万9,000円、比較397万9,000円の増。委託料の増。

2款、公債費、本年度1億1,872万5,000円、比較344万4,000円の増。ごみ処理施設等の増。

3款、予備費、本年度、前年度3,000万。

歳出合計、本年度13億3,297万3,000円、比較4億3,623万3,000円の増。

続きまして、第2表、地方債。

起債の目的、一般廃棄物処理事業。限度額2億5,640万。起債の方法、普通貸借又は証券発行。

利率、年5%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、組合財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。

次の2ページに令和6年度基金現在高（予算ベース）、3ページに令和6年度東部環境衛生事業負担金割当表をおつけしております。

以上です。

○議長（銘苺哲次）

これで議案第9号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、上間堅治議員。

②議員（上間堅治）

まず、7ページですね、歳入のほう1款1項1目負担金ですけども、減額となってありがたいんではあるんですけども、理由のほうをお願いします。

続いて、歳出のほうですけども、13ページ、6目12節委託料、精密機能検査委託料になりますけども、先ほどから計画とかで結構出てきていますけども、その内容をよろしくをお願いします。

○議長（銘苺哲次）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

それでは、今の御質問にお答えいたします。

組合構成市町村の負担金の減につながった主な理由としまして、先ほど、今年度の補正で減額行いました。

実はですね、この減額の大きな大きな金額のほうがですね、可燃ごみ処理費のほうと汚泥再生処理センター、光熱水費、こちらは主に電気料。令和5年度の予算作成中にですね、おとしになりますけれども、そのときには10月頃に電気料が上がりますよと。

そのときの情勢で円安に振れて、また、世界の情勢も原油高に振れましたので、その頃、ちょうど電気料が上がるということで、必要経費でしたので市町村に御説明した上で大幅な増額いたしました。年明けると、国の補助が、電気料の補いがありまして、その分実際には執行残が出たということになりました。

しかしながら、実際には、令和5年度で執行すべき予算でしたので、一度補正で積み上げて、この5年度に執行するべきだった電気料、光熱水費を次年度繰り入れして、それで市町村の負担軽減につなげようということで、今回、予算規模は上がってるんですけども、市町村負担金は1,379万1,000円の減につながっております。

次にですね、汚泥再生処理センターの12委託料の精密機能検査委託料というのが221万5,000円計上しております。

これまで平成27年度に汚泥再生処理センター新工場を竣工しまして、これまで大きなトラブル、大きな修繕ありませんでした。定期修繕は組んでいるんですけども、やはり施設も10年経過するということで、今後の事業計画、どのあたりでまた整備が必要なのか、この施設の診断を第三者に依頼して、この施設の強化、どこが傷んでいる、どこはまだ使用できる、そういった評価をやっていただいて、今後の事業計画、また、施設の延命計画に活用しようということで、10年目

をめどに今回計上するというので、今回新たに精密機能検査委託料を計上したところです。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

20番、上間堅治議員。

②議員（上間堅治）

負担金のほうは分かりました。

委託料のほうなんですけれども、今回初めてこの検査を入れるのか、国のこの規定では、3年に1回以上という規定になっていると思うんですけれども、この辺10年が古いのか新しいのか分からないんですけど、これからじゃあ、もしかしたら年に1回とか、2年に1回とかっていう可能性は出てくるということによろしいですか。

○議長（銘苅哲次）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

お答えいたします。

今、御質問、またおっしゃるとおり、精密機能検査うたわれているのは、おおむね3年に1度ということであつております。

ごみ処理施設につきましても、これまでも精密機能検査、施設が老朽化してる手前ですね、傷んだ設備を修繕するためにこういった精密検査を行います。

汚泥再生処理センターにつきましてもですね、本来ならもう少し早めに入れるべきところを、全然痛みもなくしてですね、すばらしい施設で何もなかったから助かっているんですが、やっぱり10年過ぎると大体急激にまた設備も傷んできたりですね、また、ポンプ自体が水中に入ったりしてなかなか見えない部分もあります。そういったものにつきましてもですね、やはり専門のほうにやっていただきたいことからやっております。

精密機能検査、やはりこれが結果でもって汚泥再生処理センター、県の事業で広域事業も今、組まれておりますけれども、今後、汚泥再生処理センターにつきましても、施設としては50年使わなければいけない施設と考えております。

今後につきましては、下水道の敷設、接続が増えると、搬入量は減ってくるはずなんですが、その辺も加味しながらですね、施設の適正な維持管理のために、今回このような計上となっております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑はございませんか。

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

12ページで工事費が計上されているんですが、この施設の基幹改良等いろいろと計画をしていると思うんですが、2006年に22億ぐらいかけて大幅な本格的な基幹改良を入れて、それからもう18年たっていますよね。去年は工事費で1億6,000万余り、今回は5億余り。

これが基幹改良の工事なのか、それとも、今後、本格的な基幹改良を考えていらっしゃるのか、そこはどうなっていますか。

○議長（銘苅哲次）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

お答えいたします。

今の御質問なんですけど、去年の5月に新炉のものが白紙になった頃ですね、ちょうど延命するため、あのときは期限、新炉が延長する想定ではない計画を組んでおりました。

しかしながら、一元化は今後は避けては通れなかったもので、それまでに使い果たすということで、高額な予算をかけずに維持管理をしようということだったんですが、5月の決定を受けて、令和5年度にすべき工事内容を変更かけました、今回ですね。施設整備のほうですね。6年度は延長した分、ですから、令和19年ですか。19年まではどうしてもこの施設、維持管理をしないといけない。適切にごみを処理しないといけないということから、大きく工事内容を変えました。

去年、ごみ処理施設につきましては、一応緊急ですね、精密機能検査を入れて診断させた上で、どこをどう工事を行っていくかということで取り組んできました。

今、御質問の内容、今、糸豊さんのほうと一緒になんですけど、じゃあ、これずっと使えるのかということなんですけど、東部につきましては、基幹改良ではなく基幹改造という交付金に該当します。能力を回復させるためだけのものになります。システムを変えたり増強するものではなくてですね、あくまでも今の現状の程度に戻すという工事に該当します。

なぜかという、これも県、国のほうと調整いたしました。どうにか基幹改良できないかと。今後のことも考えると、処理能力、今、日量98トンなんですけれども、10%以内は環境影響評価がなくて基幹改良ができるという返事はもらってたんですけども、メニューもいろいろ変わってきてまして、基幹改良を行うには、いろいろと地球温暖化の施策とか、こういったものが達成できるとか、いろいろ条件あるんですけど、それがちょっとハードル高過ぎるということと、基幹改良をすると40億円以上かかるという、このことからですね、あくまでも今の施設を現状維持で令和19年までは活用しようという判断に至って、今回このような計画になっております。

糸豊さんとはシステムが違いますので、全て統一しようではないかもしれませんが、東部の判断としましては、順調に適正な運転ができていますので、今後もこの基幹改造の枠を活用してですね、設備の更新。内容、能力の増強ではなくてですね、その辺で対応したいということで、今回このようにごみ処理施設整備の予算となっております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

前回の抜本的な基幹改良から18年もたっていて、皆さんとしても基幹改良ができないかということで、いろいろ交渉も折衝もしたということなんですけど、とにかくもう基幹改良を入れてから18年たっているということは、相当いろいろとがたがきているだろうし、いざとなったら那覇・南風原クリーンセンターは今、処理能力に余裕があるので、これぐらいの要するにトン数だったら向こうで受入れ可能かもしれないですね。

ただ、今、多分、処理の一部を那覇・南風原クリーンセンターに処理を委託していると思うので、やっぱり抜本的な基幹改良がどうあるべきなのかを、今後、計画をつくるのかどうか、今後の

対応についてはどういうふうなことを考えていらっしゃるのか。

○議長（銘苅哲次）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

今の御質問にお答えいたします。

実際のところ、今、東部につきましては、処理能力に拮抗するごみの搬入量がございます。

昨年、3年前でしたか、実は汚泥再生処理センターのほうで、浦添市のほうから打診がありまして、今後、浦添市のし尿を受入れできないかというお話がありました。そのお話のときに、それでは今、東部でごみがちょっとごみ処理能力に。

申し訳ございません。

計画につきましては、ございます。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第9号、令和6年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第10号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第14、議案第10号、令和6年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

申し上げます。

議案第10号、令和6年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算。

令和6年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億902万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

令和6年2月14日提出。南部広域行政組合、理事長、古謝景春。

説明につきましては、資料10。予算書21ページの次のページ、資料10を御覧ください。

資料10、令和6年度島尻環境衛生事業特別会計予算概要。

第1表、歳入歳出予算。

歳入。

1款、分担金及び負担金、本年度2億3,673万2,000円、比較896万6,000円。

2款、使用料及び手数料、本年度973万円、比較120万8,000円。

5款、繰入金、本年度3,531万6,000円、比較2,500万9,000円。基金繰入金の増。

6款、繰入金、本年度1,000円、比較0。

7款、諸収入、本年度2,114万5,000円、比較157万2,000円の減。スクラップ等売却代の減。

8款、組合債、本年度610万円、比較610万円。塵芥処理費工事に伴う増。

歳入合計、本年度3億902万4,000円、比較3,971万1,000円。

歳出。

1款、衛生費、本年度2億7,687万6,000円、比較3,942万3,000円。

1目、一般管理費、本年度986万3,000円、比較73万7,000円。人件費の増。

2目、基金費、本年度1,000円、比較0。

3目、塵芥処理費、1億4,164万5,000円、比較3,340万5,000円。需用費、委託料、工事請負費の増。

4目、し尿処理費、本年度1億2,536万7,000円、比較528万1,000円。需用費委託料の増。

2款、公債費、本年度2,214万8,000円、比較28万8,000円。

歳出合計、本年度3億902万4,000円、比較3,971万1,000円。

第2表、地方債。

起債の目的、一般廃棄物処理事業。限度額、610万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年5%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、組合財政その他の都合により繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。

次のページに、令和6年度基金現在高(予算ベース)、そして、次のページに令和6年度島尻環境衛生事業負担金割当表をおつけしております。

以上で説明を終わります。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第10号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第10号、令和6年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、同意第1号 南部広域行政組合教育委員会委員の任命について

○議長（銘苅哲次）

日程第15、同意第1号、南部広域行政組合教育委員会委員の任命について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（仲間智紀）

同意第1号、南部広域行政組合教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めます。

氏名、知念夏奈子。役職、南城市教育委員。住所、生年月日、任期については議案書のとおりでございます。

令和6年2月14日提出。南部広域行政組合、理事長、古謝景春。

提案理由。

柴山睦子委員（南風原町教育委員）の任期満了に伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが議案を提出する理由でございます。

略歴書については次のページのとおりでございます。なお、1月29日に島尻地区教育長会の中で審議され、推薦をされております。保護者代表の選出でございます。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで同意第1号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより同意第1号、南部広域行政組合教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（銘苅哲次）

以上で本日の議案審議につきましては終了いたしますが、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

◎閉会

○議長（銘苅哲次）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第1回南部広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻：12時42分）

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長	銘 荊 哲 次
2 番	長 瀬 守 浩
4 番	新 垣 繁 人